

## 鳥取県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
鳥取市千代水二丁目及び安長
- 3 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）